

家畜衛生だより

鳥インフルエンザ情報

令和6年度 号外 (2月発行)

千葉県農林水産部畜産課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

Tel : 043-223-2926

Fax : 043-222-3098

鳥インフルエンザにより影響を受けた養鶏農家の方へ 経営再開・継続・維持に 活用できる資金があります

制度の名称	家畜疾病経営維持資金																
制度の内容	●鳥インフルエンザ等により影響を受けた畜産農家の方が経営再開・継続・維持に活用できる資金です。																
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>発生農家</th><th>発生していない農家 (移動・搬出制限等の影響を受けた農家等)</th></tr></thead><tbody><tr><td>限度額</td><td>個人：2,000万円 法人：8,000万円</td><td>(100羽当たり) 家きん：52,000円</td></tr><tr><td>償還期限</td><td colspan="2">7年以内(据置3年以内)</td></tr><tr><td>資金使途</td><td colspan="2">鳥インフルエンザにより影響を受けることが見込まれる期間において支出を伴う営農経費</td></tr><tr><td>金利</td><td colspan="2">県が貸付金利の2分の1を補助します！ (元) 1.375% → (補助後) 0.6875% (R7.2.20現在) さらに、市町村も金利の補助を行う場合、無利子となります！ ※市町村により取り扱いが異なりますので、お住まいの市町村等にご確認ください</td></tr></tbody></table>		発生農家	発生していない農家 (移動・搬出制限等の影響を受けた農家等)	限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(100羽当たり) 家きん：52,000円	償還期限	7年以内(据置3年以内)		資金使途	鳥インフルエンザにより影響を受けることが見込まれる期間において支出を伴う営農経費		金利	県が貸付金利の2分の1を補助します！ (元) 1.375% → (補助後) 0.6875% (R7.2.20現在) さらに、市町村も金利の補助を行う場合、無利子となります！ ※市町村により取り扱いが異なりますので、お住まいの市町村等にご確認ください	
		発生農家	発生していない農家 (移動・搬出制限等の影響を受けた農家等)														
	限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(100羽当たり) 家きん：52,000円														
	償還期限	7年以内(据置3年以内)															
資金使途	鳥インフルエンザにより影響を受けることが見込まれる期間において支出を伴う営農経費																
金利	県が貸付金利の2分の1を補助します！ (元) 1.375% → (補助後) 0.6875% (R7.2.20現在) さらに、市町村も金利の補助を行う場合、無利子となります！ ※市町村により取り扱いが異なりますので、お住まいの市町村等にご確認ください																
●借入の際には経営維持計画を作成していただく必要があります。																	
●制度の詳細については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。 <small>※県の金利補助は、予算が承認された場合となります</small>																	
借入相談	お取引のある融資機関等に御相談ください。																
お問い合わせ先	千葉県農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074																

※ 県の金利補助事業は、現時点では令和7年3月末までの融資が対象となっております。4月以降に本資金の融資をご希望される場合は、お問い合わせください。

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金							
制度の内容	●災害により経営状況が悪化した農林漁業者のために資金を融資します。資金の概要は、以下のとおりです。							
	<table border="1"><thead><tr><th>資金用途</th><th>貸付限度額</th><th>償還期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>農林漁業経営の維持安定に必要な資金</td><td>一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内 (簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)</td><td>15年以内 (うち据置3年以内)</td></tr></tbody></table>	資金用途	貸付限度額	償還期間	農林漁業経営の維持安定に必要な資金	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内 (簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)	15年以内 (うち据置3年以内)	
資金用途	貸付限度額	償還期間						
農林漁業経営の維持安定に必要な資金	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内 (簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)	15年以内 (うち据置3年以内)						
●貸付の対象者、資金の用途、貸付条件の詳細については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。								
お問い合わせ先	日本政策金融公庫千葉支店 農林水産事業 043-238-8501							

令和7年2月現在の内容です。変更の可能性がありますので、ご利用の際はご相談ください。

千葉県中央家畜保健衛生所 TEL:043-250-4141